

「民主的家族」の探究 ——方法論的ナショナリズムのもう一つの超え方——

田 村 哲 樹

序論

第1節 リベラルな家族

第2節 平等な家族

第3節 「意見形成」の場としての家族——あるいは、家族〈からの〉
民主主義

第4節 民主的家族

結論

序論

長らく政治学は、国家をその考察の基本的単位とする思考の枠組に依拠してきた。このような枠組は、しばしば、「方法論的ナショナリズム」と呼ばれる。遠藤乾によれば、この「方法論的ナショナリズム」における想定の一つとして、〈国家＝国民＝民主制＝主権＝憲法＝市民権ないし市民社会〉という「異本合成」を挙げることができる（遠藤 2013: 360）。すなわち、「主権」や「憲法」は「国家の」という形容詞をつけるまでもなく、まさに「近代国家に不可欠な制度ないし特徴」であり、「国家以外の枠で『民主制』は構想しづらく、そして、「人民」あるいは「市民権」は実質的には「国民」ないし「国民権」として意識されがちである（遠藤 2013: 294）。さらに、これらの用語は、たとえば「『国民（人民）主権』のもとに『憲法』を制定し『民主制』が作動する」という形で、「お互いに連結し、強化しあっている」（遠藤 2013: 294）。遠藤は、「国家でも単なる国際組織でもない」（遠藤 2013: viii）EUの研究を通じて、こ

のような「方法論的ナショナリズム」の見直しが必要であることを主張している。

これに対して本稿は、別のルートを通じて、「方法論的ナショナリズム」の再検討の必要性を提起する。すなわち、本稿は、「家族」という単位ないし領域を対象とし¹⁾、そこにおける「民主主義」とは何かという問題を検討することを通じて、「方法論的ナショナリズム」の再検討を行う²⁾。先に、民主主義ないし「民主制」は、「方法論的ナショナリズム」の下では、国家という単位以外では構想しづらいものだったということ述べた。実際、政治学においては、家族における民主主義あるいは政治というテーマは、岡野八代の一連の研究（岡野 2009; 2012）、齋藤純一の研究（齋藤 2003）、ジェーン・マンスブリッジの研究（Mansbridge 1999）などを除いて、十分に検討されてきたとは言い難い³⁾。しかし、いったん「方法論的ナショナリズム」を相対化すれば、「家族における民主主義」を語ることも可能になる。本稿では、「民主主義」を、集合的な意思決定としての「政治」を行う一つの方法として定義する。この定義

-
- 1) 「家族」とは何かという問題は、それ自体が論争的である。社会学では、血縁と法律婚に基づいた「家族」の定義は不可能または望ましくないとして、個人が自由に選択する関係や集合性を「家族」と呼ぶべきだとする見解も多い。これに対して、家族をその「機能の束」という観点から再定義しようとする久保田裕之（2011）のような試みも存在する。また、「家族とは何か」についての客観的な定義を与えるのではなく、構築主義やエスノメソドロジーの立場から、実際に人々が何を家族と見なしているのかを見ていくべきとする研究も存在する（上野 2009、松木 2013などを参照）。他方、政治学においては、家族は「政治」と対比される「自然」の領域として観念されてきた。とりわけ、岡野八代（2009; 2012）が指摘するように、その際の「自然」とは主に自然な「愛情関係」のことであった。これらの議論との関係で、本稿における「家族」について述べると、次のようになる。第一に、社会学における諸議論との関係では、本稿は家族の定義そのものについて扱うものではない。そうではなく、何らかの意味で「家族」と呼ばれるような関係・集合性・場があるとして、そのような「家族」が（たとえば、「リベラル」でも「平等」でもなく）「民主的」であるとはどういうことかを探求する、というのが本稿の問題関心である。第二に、政治学における議論との関係では、本稿においても、（上記のように家族の定義については扱わないとしても）「家族」として主に念頭に置いているのは、「愛情」や「親密性」によって特徴づけられることが多いような関係である。ただし、本稿は、しばしばそのように見なされる関係としての「家族」においても、「方法論的ナショナリズム」の下では国家がその主たる場として想定される民主主義が存在し得ると考えることができるし、また、そうすべきだ、ということも述べようとしている。
- 2) 「方法論的ナショナリズム」と家族ないし「親密圏」との関係についての、私自身の以前の端緒的言及は、田村（2013a: 14）にある。
- 3) 私自身のこれまでの試みとして、田村（2009; 2010; 2011d）などがある。

において、「政治」とは、ある人々の間に発生する紛争を解決するための集会的な意思決定を行うこと（さらには、そうして「秩序」を形成すること）を意味する⁴⁾。「方法論的ナショナリズム」の想定を見直すならば、「家族」もまた、このような意味での「政治」や「民主主義」の場であることを理解できるようになるであろう。

以上のような問題意識に基づいて、本稿が具体的に検討するのは、「民主（主義）的家族」という用語である（以下、直接の引用の場合を除き「民主的家族」の用語で統一する）。「民主的家族」については、古くは川島武宜、最近ではアンソニー・ギデンズなどが論じている。しかしながら、本稿は、彼らが言うところの「民主的家族」は「民主的」の意味を十分に明確化したものではないと考える。すなわち、その場合の「民主的家族」とは、「民主的」というよりは「リベラルな家族」と呼ばれるべきものであったり、民主主義とは異なる要素を含んでいたり、あるいは、民主主義の条件を民主主義そのものと明確に区別しないでその定義に含めていたりしていると考ええる。その結果、「民主的家族」がどのような意味で「民主的」であるのかが不鮮明になっているように思われる。

こうした傾向は、近年の日本の家族社会学における「民主的家族」の再検討の動向にも表れているように思われる。たとえば、阪井裕一郎らは「民主的家族」の再評価を試みるいくつかの論文を発表している。その場合に「民主的」の用語は、「主体性」と「社会的連帯」として（阪井・藤間・本多 2012:147, 152-154）、あるいは、「平等、自由、自主性、討議、暴力からの自由」（阪井 2012:38）として理解されている。しかし、このような「民主的」の理解も、やや広すぎるように思われる。すなわち、そこでは、「民主的」とは異なる理念や、「民主的」であるための条件までもが含まれており、その結果、「民主的」の意味が曖昧化しているのである。

以下では、次のような順序で検討を行う。第1節から第3節にかけては、「民主的家族」を意味すると想定され得るいくつかの考え方を区別し、

4) このような意味での「政治」には、民主的ではないものもあり得る。君主制や独裁などや、寡頭制／貴族政などは、「民主的ではない政治」の例である。民主主義とは「みんな」で集会的に拘束する決定を作成する方法のことを指す。

それらについて概念的・理論的な考察を行う。本稿ではそれらの考え方を、「リベラルな家族」（第1節）、「平等な家族」（第2節）、「意見形成の場としての家族」（第3節）と呼ぶ。しかし、本稿の観点からは、これらの家族論はいずれも、「民主的」な家族について十分な理解を提供しているとは言い難い。そこで、第4節において、本稿の考える「民主的家族」の構想を提示する。あらかじめ述べておくならば、「民主的家族」とは、まさに先に述べたような意味での「民主主義」が行われる家族のことである。そのような「家族」は、「リベラルな家族」「平等な家族」「意見形成の場としての家族」とは区別されなければならない。このような意味での「民主的家族」が、その構成員にとって「魅力的なもの」である保証は存在しない。それにもかかわらず、「家族における民主主義」が重要であるというのが、本稿の主張である。

第1節 リベラルな家族

本節では、「民主的家族」は「リベラルな家族」とは異なるということ述べる。ここで「リベラルな家族」とは、政治思想としてのリベラリズムにおいて見られる規範的概念が適用されるべきとされる家族を意味する。リベラリズムは多義的であるが、ここでは、次の二つの特徴を持つ思想として理解しておく。第一に、「正義」の原理によって異なる善を抱く人々の公正な共存・共生を実現しようとするものである。第二に、その際に個人主義の立場を取り、「自律した個人」を主体として想定することである。したがって、「リベラルな家族」とは、「正義」が適用されるべき家族、あるいは、その構成員が「自律した個人」であるような家族のことである。

このような「リベラルな家族」像の典型例として、ここでは、川島武宜とスーザン・M・オーキンの議論を参照する。まず、川島である。彼は確かに「民主的家族」を論じている。しかし、本稿の観点からすれば、『日本社会の家族的構成』（川島 1950）において彼が論じているのは、「リベラルな」家族である。たとえば、「民主的 = 近代的な社会関係」についての、次のような説明を見てみよう。

元来、民主的な社会関係の特質は、人が自らの行動について自主的に判断し決定することと、その必然的な他の一面としての人間人格の相互的な尊重と、である。（川島 1950:8）

ここから、川島にとって「民主的」とは、自主的な判断と決定、および、人格の相互尊重を意味することがわかる。前者に関して敷衍するならば、たとえば、仮に誰かに「服従」するとしても、それは「権力の客体」として「人の精神を『外から』規定する権威への服従」ではなく、「主体」として「自らの内面的な命令に媒介された自主的服従」でなければならない（川島 1950:8-9）。後者に関して敷衍するならば、「親子や夫婦の関係」は、「両者が互いに『権利』をもち『義務』を負うという関係」でなければならない。このような相互的な権利義務関係こそが「平等な主体者の間の関係」なのである（川島 1950:10. 傍点は原文）。このように、「自主的な判断と決定」および「人格の相互尊重」によって示唆されている人間像とは、突き詰めれば、「独立の価値ある主体者」（川島 1950:11）である。川島にとって、「民主的家族」とはこのような意味での主体的諸人格から成る家族のことである。

しかしながら、本稿の観点からすれば、このような家族は、「民主的」ではなく「リベラルな」家族と呼ばれるべきである。なぜなら、川島が擁護する「独立の価値ある主体者」とは、まさにリベラリズムにおける「自律的な個人」に他ならないからである。もちろん、川島は、そのような「独立の価値ある主体者」たちによって行われる家族における民主主義を構想していたのかもしれない。しかし、彼が焦点を当てているのは、自律的な個人である。もちろん、自律的な個人の擁護と民主主義の擁護とは重なる可能性があるし、それは望ましいことである可能性も高い。しかし、だからといって両者が同一というわけではない。

自律と民主主義とが同一とは限らないということについて敷衍しておこう。たとえば、アンソニー・ギデنزは、家族や親密な関係における民主主義を論じる際に、民主主義における自律の重要性を主張している（Giddens 1992:184-188=1995:271-276）。しかし、その際に彼が参照するデヴィッド・ヘルドの議論（Held 2006）がそうであるように、「自律」の概念は多分にリベラリズムに由来するものである。ヘルドは、リベラ

リズムの最良の部分をも引き継ぐことで左派的な民主主義概念の刷新を図ろうとしたと考えられる⁵⁾。また、ケアに基づく「依存関係」(Kittay 1999=2010)という観点からリベラリズムの自律的な人間像を批判するフェミニストからすれば、民主主義の規範的基礎は自律ではない何かに求められるべきものということになる。このように、自律と民主主義は同一とは限らないのである。

次に、オーキンは、『正義・ジェンダー・家族』(Okin 1989=2013)において、リベラルな正義論、とりわけジョン・ロールズのそれが、公私二元論を超えて家族にも適用されるべきと主張した。「そのほとんどがジェンダー構造化されている家族生活の典型的な実践は、正義にもとづいていない」(Okin 1989:4=2013:3)。オーキンによれば、男女の不平等は家族などの「私的領域」にも及んでいる。しかし、リベラリズムにおいては、家族は正義の適用対象ではなく、その前提と見なされてしまっている。そこでは、「正義の原理を両性間の関係や世帯のなかに適用することは、暗黙のうちにはあるが、ほとんどははじめから考慮されていない」(Okin 1989:9=2013:10)。したがって、リベラリズムの限界を克服し、家族を正義の適用される領域と見なすことが必要となる。「正義に適った社会を作ろうとするのであれば、ジェンダー構造の要である家族が正義に適っていなければならない」(Okin 1989:14=2013:17)。

本稿は、リベラルな公私二元論を批判し、家族をも正義の適用されるべき領域として考えるべきとするオーキンの議論自体に反対するものではない。政治と経済の領域を「公的領域」と見なす一方で、家族の領域を「私的領域」と見なす公私二元論が、前者を男性の領域、後者を女性の領域と観念することによって、男女間の非対称的な関係性の構造化に寄与してきたことは確かであると思われる。

しかしながら、ここでの問題は、オーキンの議論も川島と同じく「民主的」家族についての議論ではない、ということである。彼女は確かに家族内における男女の不平等を問題視し、家族を正義の適用されるべき

5) ただし、ギデنزには民主主義を自律のみによって特徴づけているわけではない。「公開討論」の重要性を指摘しつつ、「民主的秩序は、調停や折衝のための、さらに必要な場合には妥協を得るための、制度的とりきめとなっている」と述べる時 (Giddens 1992: 186=1995: 274)、彼は本稿の言う「民主主義」について語っている。本稿第4節のギデنزに関する叙述も参照のこと。

領域として考えるべきことを論じている。そして、正義概念の適用にあたって問題となり得る公私二元論について、それが説得力を持たないことを明らかにしている（Okin 1989:chap 6=2013:第6章）。しかし、そのような試みは、まさに正義に適った家族を構想するものであり、ゆえに彼女の議論は「リベラルな」家族論である。

もっとも、オーキンが「民主主義」に関係するトピックを論じていないというわけではない。たとえば、彼女は、夫と妻の間で不払い労働・ケア労働を誰が引き受けるかという問題について、しばしば「非決定」(バクラッハ／バラッツ)の権力が作用することを指摘している（Okin 1989:159=2013:258）。これは家族の構成員の間での集合的決定（とその困難）に関わる問題、すなわち政治と民主主義に関わる問題である。しかし、オーキンにおいては、それはあくまで（不）正義の問題として扱われる。このことは、彼女の議論が、家族における民主主義そのものよりも、その条件に焦点を当てるものであることを示唆している。もちろん、民主主義が実践されるためには、その条件が整備されている方がその蓋然性がより高まることは確かである。次節で見ると、民主主義の理論家たちも、民主主義の条件として参加者の平等な地位を重視することが多い。それにもかかわらず、民主主義の条件を論じることは、民主主義を論じることと同じではない。

また、家族構成員間の集合的決定における権力の不均衡の問題を「不正義」の問題として扱うことは、政治や民主主義を国家レベルの問題として捉えることに繋がるように思われる。すなわち、結局、家族におけるそのような不正義は、国家レベルの政治・民主主義において形成される法・政策によって対応されるべきものとなりがちである。実際、オーキンにおける政治や民主主義とは、主に国家レベルのそれである（田村 2009:11-14）。ここでも本稿が述べたいことは、そのような法・政策形成が不必要だということではない。そうではなく、オーキンの議論は家族における民主主義について直接的に論じるものではないということである。

以上のように、オーキンの議論は、「リベラルな」家族についてのものであり、「民主的」家族についてのものではないのである。

第2節 平等な家族

前節の最後に述べたように、民主主義を論じる際には、しばしばその条件が論じられる。本節では、そのような民主主義の条件に関する議論、とりわけ民主主義に関わる人々の間の平等の保障を重視する議論を取り上げる。民主主義において平等が保障されるべきものだとすれば、「家族における民主主義」においても同じことが言えるであろう。ここから、「民主的家族」とは家族構成員間の「平等」が保障された家族のことである、と言いたくなるかもしれない。しかし、最終的に本節では、あらためて、「平等な家族」それ自体が「民主的家族」というわけではないことを論じる。「家族における民主主義」は、「家族構成員の間の平等な地位の保障」に還元されるものではないのである。

民主主義における（政治的）平等の重要性を論じるものとして、ロバート・ダール（Dahl 1998=2001）の議論を見てみよう。ダールは、民主主義において「すべてのメンバーが、集団の行う種々の政策の決定作成過程に参加する資格を平等にもっているかのように扱われる」こと、「政治に参加する市民はそれぞれ、政治的に平等な存在として扱われるべき」ということが重要であると主張している（Dahl 1998:37, 62=2001:50, 84. 強調は原文）。彼は、民主主義の基準として「実質的な参加」「平等な投票」「〔政策に関する〕理解の可能性が開かれていること」「アジェンダのコントロール〔の機会の確保〕」「全成人の包摂」を挙げているが（Dahl 1998:37-38, 76-78 =2001:50-52, 104-106）、これらも「政治的平等」のための基準である。

ダールの議論は、基本的に国家・政府レベルの民主主義に関するものである⁶⁾。これに対して、キャロル・ペイトマンは、「結婚」や「職場」もまた民主主義の場であると考える。このような国家・政府以外の場における民主主義は、「強力な社会的供給」を必要とする。「自己統治する民主的組織におけるメンバーシップと参加は、権威構造の変化だけではなく、イングラムによって『強力な社会的供給』と呼ばれたような諸条

6) ただし、ダールが国家・政府のみを政治・民主主義の場と見なしているというわけではない。むしろ彼は、国家・政府以外の場にも政治を見出すことができるとしてきた政治学者である。

件を必要とする」(Pateman 2002:51)。ペイトマンにおける「強力な社会的供給」とは、ベーシック・インカムのことである。ベーシック・インカムが「強力な社会的供給」として保障されることで、「民主主義と自己統治のための状況」が創出され、人々の「立場 (standing)」が保障される (Pateman 2006:103)。このようにペイトマンは、ベーシック・インカムを民主主義、とりわけ家族や職場における民主主義のための条件として位置づけるのである⁷⁾。

民主主義において（政治的）平等およびその実現のための社会的経済的条件の考慮が重要であることは疑いない。そして、「家族における民主主義」においても、同じことが言えるであろうことにも疑いはない。とりわけ、国家・政府レベルにおける民主主義と比較した場合に、家族における民主主義は、非公開性、非制度性、不平等性に由来する困難に直面しやすいと考えられる（田村 2010:61-64）。そうだとすれば、家族における民主主義においてこそ、その実現のための条件について真剣に考慮することも必要となる。

それでは、「民主的家族」を家族構成員間の（政治的）平等が達成された「平等な家族」と見なせばよいのだろうか。本稿は、以下に述べる二つの理由から、そうではないと考える。第一に、民主主義イコール平等と考えるのは早計である。ダールは、政治的平等の基準として五つのものを挙げていた。その中には「参加」も含まれていた。しかし、これとは異なる見解も存在する。たとえば、ジェイムズ・フィシュキンは、「政治的平等」「政治参加」「熟議」を民主主義における異なる理念として区別している。彼によれば、これらの理念はトリレンマの関係、すなわち、どれか二つを実現しようとするとき残りの一つの実現が危うくなってしまおうという関係にある (Fishkin 2009:46=2011:79)。この議論が本稿にとって重要であるのは、フィシュキンが「政治的平等」と「政治参加」とを異なる、そして場合によっては緊張関係にある概念として考えているからである。たとえば、「政治参加」と「政治的平等」について、歴史的に見れば、民主主義の改革は、その両方を高めるという方向で進展してきたことは事実である。しかしながら、論理的には両者は必ず両立する

7) ベーシック・インカムを民主主義の条件として捉えるものとして、田村 (2008; 2011a; 2014) を参照。

とは限らない。「政治参加」が重視されると、政治に積極的な人々の声のみが反映され、「政治的平等」が損なわれる可能性がある。政治に意欲的な人々の「政治参加」による「熟議」（「動員された熟議」）は、「政治的平等」を損なう可能性がある（Fishkin 2009:53-54=2011:88-90）。このように、民主主義あるいは「民主的」であることを直ちに「（政治的）平等」と同一視できるわけではない。

第二に、「平等」を民主主義の条件としても考えるとしても、民主主義の条件と民主主義を同一視してよいかという問題がある。既に述べたように、民主主義が「民主的」であるためには、そのための条件が存在する方が望ましいことに疑いはない。実際、しばしば、家族において女性・妻の経済的資源（所得）が男性・夫のそれよりも少ないことは、男女間の意思決定における非対称性をもたらすと指摘されてきた。前節で述べたオーキンによる家族内での「非決定」権力の問題も、その要因の一つは、妻が「結婚した時点ですでに夫よりも少なくしか稼げないという事実」に求められる（Okun 1989:159=2013:258）。

しかしながら、条件に焦点を当てる議論の問題点は、「プロセス」に光が当たりにくいことである。条件を整備することは、民主主義に関わる際の「入口」の整備と考えることができる。入口の時点で何らかの障害や阻害要因があれば、それを取り除かなければ、中に入ることはできないであろう。しかし、集合的決定作成の一つの方法としての民主主義においては、入り口を入った後の「プロセス」も重要である。もしもこのプロセスが人々の意見を等しく扱うものでなければ、政治的「平等」も結局は実現されることはないであろう。逆に言えば、たとえ「平等」が条件として保障されても、民主主義のプロセスそのものが不平等を生み出すこともあり得るのである。条件に焦点を当てる議論では、この点を十分に理解することができない。

この点について参考になるのが、アイリス・M・ヤングの議論である（Young 2000）。ヤングは、民主主義における「外在的排除」と「内在的排除」とを区別した。民主主義のプロセスに外在的な要因に由来する「外在的排除」とともに、民主主義のプロセスそのものによってもたらされ得る「内在的排除」も存在する。家族における民主主義について言えば、女性の経済的地位や所得の問題は「外在的排除」の問題である。これに

対して、ジェンダー化された「言語規則」（江原 2001）の下での男女／夫婦間のコミュニケーションそのものが民主主義のプロセスにおいて女性・妻の意見の表出や正当な評価を受けることを妨げる場合は、「内在的排除」の問題と言える。このような内在的排除の問題を理解するためには、民主主義を、プロセスを含むものとして理解することが必要である。「民主的家族」との関係では、家族における民主主義のプロセスそのものを把握できるような概念構成が必要なのである。

第3節 「意見形成」の場としての家族——あるいは、家族〈からの〉民主主義

前節で述べたように、「民主的家族」を考える場合には、家族構成員の「平等」とそのための条件のみを考えるのでは不十分である。「民主的家族」には、そこにおいて民主主義のプロセスが存在しているはずなのである。そこで次の問題は、それはどのような「プロセス」なのか、ということである。

本節では、「家族における民主主義」の「プロセス」は、よりマクロなレベル（典型的には国家・政府）における民主主義との関係に注目する議論には還元されない、ということを述べる。もしも家族そのものも民主主義の一つの場であるならば、そのプロセスには、家族内部において完結するものも存在するはずである。換言すれば、「家族における民主主義」のプロセスとは、家族に関する事柄について、家族構成員の間で集合的意思決定を行うためのプロセスのことでもある。以下では、このような意味での「家族における民主主義」がこれまでの研究では十分に把握されていないことを明らかにしておく。

政治学において、家族と民主主義との関係について論じたものとして、パメラ・コノーヴァーらの研究がある。彼女たちは、「私的な」場での政治に関する議論がより「公的な」場での議論のための必要条件であると述べている。コノーヴァーらは、フォーカス・グループへのインタビューなどの実証研究によって、「私的な」場での「日常的な政治論議」は、より「公的な」場でのそれを行うための必要条件であると主張する（Conover *et al.* 2002）。「私的な」場で議論するからと言って、「公的な」

場でも必ず議論するとは限らない。しかし、少なくとも、「私的な場では政治的論議を行わないが、公的な場では行う」という人は、彼女たちの調査によれば、アメリカでもイギリスでもほとんどいない。この場合、家族などの「私的な」場での「日常的な政治論議」の意義は、それがより「公的な」場での民主主義に参加するための前提条件となっていることにあると言えよう。

コノーヴァーらの議論が、「家族における民主主義」のあり方の一つ、あるいは、それを論じる視点の一つを提供していることは確かである。しかし、その関心はあくまで、国家・政府レベルの民主主義に対して、家族などの「私的な」場における言動がどのような意味を持ち得るか、という点に向けられている。言い換えれば、コノーヴァーらの研究は、国家と家族とのリンケージ・媒介に関心を持っている。

しかし、その際に十分に考慮されないものがある。それは、家族そのものを集合的意思決定の一つの場と見なす考え方である。すなわち、家族の構成員の間では、日常的な家族生活において生じる次のような諸問題、すなわち、「どの責任が誰に配分されるべきなのか、そのコストをだれが負うべきなのか、どの要求が優先性を持つのか、どの望みが後回しにされなければならないのか」(Beck-Gernsheim 1998:59) について、「家族」を舞台として集合的な決定を行う必要がある。これを「家族〈をめぐる〉民主主義」と呼ぶことができる。これに対して、コノーヴァーらが見ているのは、「家族〈からの〉民主主義」である⁸⁾。後者は「家族」を主たる関心としている点では新しい。しかし、「家族〈からの〉民主主義」に焦点を当てる限り、家族は、それ自体が意思決定の場として見られることはない。それは、あくまでも意思決定の場としての国家・政府へと、意見や利害が媒介されるべき場として観念されるほかはないからである。

したがって、「家族〈からの〉民主主義」は、政治学としては標準的な考え方に属するとも言える。出発点が「家族」であれ（それとは区別された）「社会」であれ「公共圏」であれ、国家・政府ではない場にお

8) 「家族〈からの〉民主主義」と「家族〈をめぐる〉民主主義」の区別は、田村(2010)における、「親密圏〈からの〉熟議／対話」と「親密圏〈をめぐる〉熟議／対話」という区別を参照したものである。

いて表出・形成された利害や意見がどのように国家・政府に媒介されるのか、またされるべきかは、遅くとも 20 世紀以降の政治学における標準的な問題関心に属する。もちろん、媒介される意見の規範的根拠づけについては、見解が分かれる。大まかに言えば、「私的利害」の社会集団の共有と表出でよいとしたアメリカ政治学における「集団理論」の立場が存在する一方で、社会における熟議民主主義を通じた「洗練された世論」（Fishkin 2009:14=2011:14）——ハーバーマスの言う「意見形成」（Habermas 1992=2003）——の表出・媒介が重要であるとする立場もある。後者は、「利益」を「理性」ないし「熟議」で置き換えようとする規範的志向性において新しい。しかし、国家と社会のリンケージ/媒介に焦点を当てる点では、標準的な政治学の考え方を踏襲している。そして、その場合には、家族において生じる問題について、家族において集合的意思決定を行うという意味での民主主義、すなわち「家族〈をめぐる〉民主主義」という観点が後景に退いてしまうのである。

第 4 節 民主的家族

ここまで見てきたように、「民主的家族」とは、「リベラルな家族」とは異なる。それはまた、「平等な家族」にも、『『意見形成』の場としての家族』にも還元できない。あらためて、それでは「民主的家族」とは何か。

「民主的家族」とは、民主主義によって集合的決定が行われる家族のことである。「家族」の構成員も「異なる他者たち」である以上、そこで「政治」——意見や利害の対立、その調整、その結果としての集合的決定——が発生することは不可避である。このような「政治」の一連のプロセスが民主主義によって行われる場合、その「家族」を「民主的家族」と見なすことができる。たとえば前節で、日常的な家族生活においては「ますます多くの決定がなされなければならない」とするエリーザベト・ベック＝ゲルンスハイムの見解を紹介したが（Beck-Gernsheim 1998:59）、彼女の見解は、まさに「家族〈をめぐる〉民主主義」を、したがって「民主的家族」をよく示すものと言える。

また、ギデンズの「民主的家族」論（Giddens 1998）あるいは「民主

主義としての親密性」論ないし「個人生活の民主化」論（Giddens 1992=1995）も、家族もまた民主主義による集合的決定の場であるべきことを主張するものである。すなわち彼は、公的領域における民主主義の定義は家族や親密圏においても当てはまるとした上で、「民主的家族」の定義に「コミュニケーションによる意思決定」を含め（Giddens 1998: 93）、「個人生活の民主化」においても、「自分たちの関係性（association）の状態の決定」に諸個人が関わり、その際には「他者の判断」も「信じるに足る、道理に基づいた」ものとして受け入れるべきことであることを、その重要な構成要素の一つとして挙げている（Giddens 1992:185, 189-190=1995:272, 278-280）。すなわち、ギデنزは民主主義が（たとえば家族という集合体における）集合的意決定のための一つの方法であることをよく認識しているのである。

ただし、第1節で述べたように、ギデنزの民主主義概念は「自律」概念を重視することでリベラルな側面を多く含むものとなっている上に、民主主義の条件を民主主義と明確に区別せずに論じているために、「民主的」の意味がやや不明瞭化していることは否めない。たとえば、彼の民主主義概念の特徴づけの中には、「平等」（Giddens 1998:93, 95）、「潜在的能力の発達」（Giddens 1992:185=1995:272）、「暴力からの自由」（Giddens 1998:93; 1992:189=1995:278）、「政治的権威と強制力の恣意的な行使からの保護」（Giddens 1992:185=1995:272）などが含まれている。しかし、これらの多くはリベラリズムにも当てはまり得るものとして、あるいは、民主主義そのものではなくその条件として理解することができるように思われる⁹⁾。

先に述べたような意味での「民主的家族」が、政治学における標準的な政治と民主主義の理解とは異なることを確認しておこう。政治学においては、その拘束性を重視するがゆえに、集合的決定は国家・政府によつ

9) 本稿における「リベラル」と「民主的」の区別からは、「政治的権威と強制力の恣意的な行使からの保護」の位置づけは難しい。一方で、それをある種の「自由」の保障という意味でリベラリズムの特徴として理解することも可能であると思われる。しかし他方で、フィリップ・ペティットのように、他者に対する恣意的な介入の不在（「支配の不在」）を「共和主義的自由」として、そのような「自由」を実現するための民主主義の必要性を唱える論者もある（谷澤2012）。この種の「共和主義」が「リベラル」なのか「民主的」なのか、「リベラルな」民主主義なのか、などについての判断は、今後の課題としたい。

て行われるものとして、したがって、政治とは国家・政府に関わるものと見なされてきた。このような政治理解においては、たとえば社会運動についても、それが意思決定の場としての国家・政府に影響を及ぼすと見なされる限りで、あるいはより正確に言えば、国家・政府における集合的意思決定と関係する側面においてのみ、政治学の研究対象となるに過ぎない。

しかし、本稿は、このような政治学の標準的な理解とは異なり、家族もまた、集合的決定が行われる場の一つであると捉える。このように理解された「民主的家族」は、①構成員の主体性に注目する「リベラルな家族」とは異なっており、②構成員の平等だけではなく、構成員による集合的意思決定が民主主義によって行われ、③そこでの集合的意思決定はたとえ家族外部に媒介されなくとも意義を持つ、ような家族である。

このように家族そのものをも集合的意思決定の場として捉えることは、政治学における従来の「政治」概念を批判し、それをより広く捉え直そうとする論者の場合でも、十分になされているとは言い難い。ここでは3人の例を挙げておきたい。まず、コリン・ヘイは「政治」を「集合的または社会的選択を行わなければならない状況における行為能力（agency）と熟議（deliberation）」と定義し、このような意味での「政治」は「この用語で通常理解されるのとは異なる文脈においても発生することがある」と述べている（Hay 2007:77=2012:104-105）。このような「政治」は、「政府領域」や「公的領域」だけではなく「私的領域」においても発生し得るとされるのである。しかし、同時に彼は、この三つの領域の間には「政治化」の程度において差異があるとし、三者（および「非政治的」な「必然性の領域」）の関係を、必然性の領域→「政治化Ⅰ」→私的領域→「政治化Ⅱ」→公的領域→「政治化Ⅲ」→政府領域、という三段階の「政治化」のプロセスとして理解する（Hay 2007:78-81=2012:106-108）。このような理解においては、政治とは最終的には「政府領域」において行われるべきもの、との想定がなお維持されていると言わざるを得ない¹⁰⁾。次に、ジョ

10) 三つの「政治化」を表現した図においては、「政府領域」「公的領域」「私的領域」が「政府領域」を中心とする同心円状に描かれており、三段階の「政治化」は中心の「政府領域」に向かうようになっている（Hay 2007: 80=2012: 108）。

ン・ドライゼクは、「熟議システム」¹¹⁾の構成要素に新たに「私的領域」を付け加えている (Stevenson and Dryzek 2014:27-28)。これは、私的領域を熟議民主主義論の中に組み込んだという点では重要な意義を持つ修正である。しかし、ドライゼクにおいても、私的領域は、本稿における「家族〈からの〉民主主義」という観点から位置づけられているに過ぎない。最後に、マンスブリッジは、熟議システムを論じる中で、家族内での「日常的な話し合い」から「社会的決定 (societal decision)」が生み出されると論じている (Mansbridge *et al.* 2012)。しかし、それが社会的「決定」であること理由は、その拘束力が家族 (あるいは私的領域) を超えて及ぶことに求められているように思われる (Tamura 2014)。その意味で、彼女の場合も「家族〈をめぐる〉民主主義」そのものを十分に把握できているとは言い難い。熟議システムに関するドライゼクとマンスブリッジの議論から言えることは、「家族〈をめぐる〉民主主義」を正当に位置づけるためには、家族について、よりマクロな熟議システムの構成要素の一つであるとともに、それ自体も一つの熟議システムであるものとして把握する必要がある、ということである¹²⁾。いずれの論者の場合も、家族もまた、国家・政府と同じく、集合的決定が (民主主義によって) 行われる場という意味で政治の場であるという理解には到達していないのである。

家族を民主主義によって集合的決定が行われる場という意味で「民主的家族」として理解することは、次の三つのことを含意する。第一に、「民主的家族」は、ある種の「魅力のなさ」¹³⁾によって特徴づけられ得ることである。家族における民主主義を認めることは、その構成員の間に意見や立場の相違が存在し、それゆえ、対立や紛争が不可避であると認めることである。対立や紛争の中で他者の意見や立場を尊重しつつ集合的決定を行うことには、大きな困難が予想される。なぜなら、それは、ジェリー・ストーカーが述べるように、「あなたは決定に関与でき

11) 熟議システム論については、差し当たり、Dryzek (2010)、Mansbridge *et al.* (2012)、田村 (2013b; 2014)、Tamura (2014)を参照。

12) 熟議システムを「入れ子型の熟議システム (nested deliberative systems)」として理解し直すことを提案する、Tamura (2014)を参照。

13) 政治関与の「魅力のなさ」を強調するマーク・ウォーレン (Warren 1996)の議論も参照。

るが、その最終的な結果は必ずしもあなたの選択と一致するとは限らず、それでもその決定には従わなければならないということを意味する」（Stoker 2006:69=2013:102）からである。その結果、「政治におけるコミュニケーションは、しばしば困難で、時間がかかり、問題をはらむ作業となる」（Stoker 2006:69=2013:102）。

このような政治と民主主義の特徴ゆえに、家族における民主主義は、当事者たちにとっては「魅力的ではない」活動である可能性が高い。たとえば、家族内のある構成員から他の構成員に対して、従来の家事や育児の分担を見直すべきとの意見が提示されたとしよう。そのような意見は、「見直す必要はない」と思っている構成員からすれば、自分の意見や立場の変更を求められているということを意味する。自らの見解とは異なる、しかも場合によって「負担」が増えるかもしれないような意見を受けとめた上で新たな「集会的決定」を行うことは、当該構成員にとってはそれ自体が「負担」に感じられることであろう。しかし、民主主義によって問題解決を行うとは、そのような「魅力的ではない」活動を行うことを意味する。本多真隆（2013）の言う「必ずしも明るくなくやかにならない民主主義的家族」とは、このような民主主義の「魅力のなさ」を表現しようとしたものと解することができる。

第二に、「家族における民主主義」は、「ケア」や「依存関係」によって「家族」を特徴づけようとする場合にも必要となる、ということである。近年、ケアの関係ないし「依存関係」（Kittay 1999=2010）に基づいた人々の生活上の単位に注目する議論が登場している。たとえば、牟田和恵は、「ジェンダー家族」においては男女間に不可避的に性別分業が発生するとして、そのような「家族」とは異なる「ケアの単位」を構成することを提案している（牟田 2009）。本稿の観点から重要なことは、仮にこのような「ケアの単位」が特定の「家族」形態を「自然」化する「ポリティクス」の作用を克服したところに成立するものだとしても、だからといって「ケアの単位」の構成員間の「民主主義」の必要性がなくなるわけではない、ということである。なぜなら、たとえ人々がケアの関係／依存関係によってつながっているとしても、そのことは、人々の間の意見や利害の差異の消失を意味するわけではないからである。たとえば、仮に大人5人で一つの「ケアの単位」を構成したとしても、だ

からといって具体的なケア活動を「一人週一回だけ担当すればよい」(牟田 2009: 74) という結論が構成員の間で自然に共有されるわけではない(田村 2011b)。「ケアの単位」の構成員の間には、ケアの分担についての異なる見解が存在することが予想される。場合によっては、自分の当初の意に反した分担を受け入れざるを得なくなる構成員も出てくるかもしれない。したがって、それぞれの構成員にとって、ケアの分担を民主主義によって集合的に決定することは「魅力的ではない」試みとなる可能性も高い。ケアの関係／依存関係を基礎として人間像を書き直すことは、「自律的な個人」に基づく「リベラルな家族」に対する批判としては有効である。しかし、「自律的な個人」を「依存関係にある人々」に置き換えたとしても、そのような人々間の差異はなお存在するはずである。そうだとすれば、「ケアの単位」においてもなお人々の間には対立や紛争が存在し得るのであり、それゆえに、ケアの単位における「民主主義」も必要なのである。「ケアの単位」は、このような意味で「民主的な」ケアの単位として構想されなければならないだろう。

最後に、二点目から窺われることではあるが、本稿における「家族における民主主義」は、家族を(男女間の)非対称的な関係を構造化する場——その意味での支配と服従の場——として捉えることとは異なる、ということである。このような場を構造化する作用も、「政治」ないし「ポリティクス」と呼ばれることがある。しかし、本稿の観点からは、このような意味での政治／ポリティクスは、紛争や対立、それに基づいた集合的意思決定という意味での「政治」を消去するものである。もしも「家族」において女性が声を上げることもできず、ケア労働に従事せざるを得ないのだとすれば、それはそこに「政治」と民主主義が存在しないからである。したがって、本稿における「政治」や民主主義の観点から、前者の意味での政治／ポリティクスを批判することは可能なのである。

結論

本稿は、政治学における「方法論的ナショナリズム」を見直すための一つの方策として、家族に注目した。「方法論的ナショナリズム」の想定の下では、民主主義は、国家との関連で理解されがちである。しかし、

いったんそのような想定を見直すならば、家族もまた民主主義が行われる場として理解することができるようになるのである。

「民主的家族」という用語は、まさにこのような民主主義の場としての家族という家族像を表現する用語であるように見える。しかしながら、その場合の「民主的」とは何かについて、これまでの研究においては必ずしも明確であったとは言えない。したがって、本稿では、「政治」と民主主義の概念的な再検討を踏まえた上で、「リベラルな家族」(第1節)、「平等な家族」(第2節)、「意見形成の場としての家族」(第3節)との差異を明らかにすることを通じて、「民主的家族」の用語をより明確化しようと試みた。それは、集合的な決定の方法として民主主義が採用されるような家族のことである。このことは自明であるかのように見えるかもしれない。しかし、とりわけ本稿第4節で確認したように、「政治」や「民主主義」を、国家を超えて拡張しようとする諸議論でさえ、このような意味での家族における民主主義を十分に理解しているとは言えないのである。

このような「民主的家族」は擁護に値するものだろうか。通常の「家族」の観念に依拠した場合、このような「民主的家族」はあまり魅力的なものとは映らない可能性がある。なぜなら、「民主的家族」は、「必ずしも明るくなごやかにならない」かもしれないからである。そして、もしそうだとすれば、「家族」の意味がないのではないか、という疑問も生じるかもしれない。そのような疑問には、次のように答えておくことにしよう。すなわち、異なる人々の間で、その差異を暴力的・強制的に解消するのではない形で共存し協力しようとする場合に民主主義は必要であり、このことは家族においても当てはまるのである、と。「民主的家族」とは、このような意味で家族が民主主義の例外であってはならないと考える場合に、すなわち、このような意味で「家族関係の例外化」(阪井2012)を回避しようとする場合に、必要な概念なのである。

[謝辞] 本稿は、第24回日本家族社会学会大会(2014年9月6日、7日。会場：東京女子大学)における、「テーマセッション(2)〈民主的家族〉の再検討」における私の報告ペーパー「『民主的家族』とは何か」を加筆修正したものである。本セッションにお誘いいただき、本稿を執筆す

るきっかけを与えてくださった久保田裕之さん、事前研究会と当日の報告とを通じて私に様々な示唆を与えてくださった神谷悠介、阪井裕一郎、本多真隆の皆さん、司会を務められた米村千代先生、そして、当日フロアから貴重な質問とご指摘を頂いた同セッションの参加者の皆さんに、深く感謝申し上げます。同報告ペーパーについては、立命館大学生存学研究センター若手研究者研究力強化型「規範×秩序」研究会・特別企画「デモクラシーと福祉の規範理論」（2014年9月23日）においても、報告する機会を得た。この企画にお誘いいただいた井上彰さん、および、当日コメントを頂いた参加者の皆さんに感謝したい。また、西山真司さんには、同報告ペーパーを読み、加筆修正のための重要なコメントを頂いた。本稿が政治学者にとっても了解しやすい内容になっているとすれば、それは彼からのコメントに拠るところが大きい。最後に、藤谷武史さんと横溝大さんにも感謝申し上げたい。お二人には、同報告ペーパーの加筆修正を、「方法論的ナショナリズム」の観点を踏まえて行うきっかけを与えていただいた。

〈参考文献〉

- (※邦訳のある文献は、それを参照した上で訳を変更している場合がある)
- Beck-Gernsheim, Elisabeth (1998) "On the Way to a Post-Familial Family: From Community of Need to Elective Affinities," *Theory, Culture & Society*, 15 (3/4).
- Conover, Pamela Johnston, Donald D. Searing and Ivor M. Crewe (2002) "The Deliberative Potential of Political Discussion," *British Journal of Political Science*, 32 (1).
- Dahl, Robert A. (1998=2001) *On Democracy*, Yale University Press. (中村孝文訳『デモクラシーとは何か』岩波書店)
- Dryzek, John S. (2010) *Foundations and Frontiers of Deliberative Governance*, Oxford University Press.
- 江原由美子 (2001) 『ジェンダー秩序』勁草書房。
- 遠藤乾 (2013) 『統合の終焉——EUの実像と論理』岩波書店。
- Fishkin, James S. (2009=2011) *When People Speak: Deliberative Democracy & Public Consultation*, Oxford University Press. (曾根泰教監修、岩木貴子訳『人々の声が響き合うとき——熟議空間と民主主義』早川書房)
- Giddens, Anthony (1992=1995) *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love and*

- Eroticism in Modern Societies*, Polity. (松尾精文・松川昭子訳『親密性の変容——近代社会におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』而立書房)
- Giddens, Anthony (1998) *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Polity.
- Habermas, Jürgen (1992=2003) *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaates*, Suhrkamp. (河上倫逸・耳野健二訳『事実性と妥当性——法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究（下）』未來社)
- Hay, Colin (2007=2012) *Why We Hate Politics*, Polity. (吉田徹訳『政治はなぜ嫌われるのか——民主主義の取り戻し方』岩波書店)
- Held, David (2006) *Models of Democracy*, 3rd Edition, Polity.
- 本多真隆 (2013) 「戦後民主化と家族の情緒——『家族制度』と『民主的家族』の対比を中心に」『家族社会学研究』第25巻第1号。
- 川島武宜 (1950) 『日本社会の家族的構成』日本評論社。
- Kittay, Eva Feder (1999=2010) *Love's Labour: Essays on Women, Equality, and Dependency*, Routledge. (岡野八代・牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社)
- 久保田裕之 (2011) 「家族社会学における家族機能論の再定位——〈親密圏〉・〈ケア圏〉・〈生活圏〉の構想」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』第37号。
- Mansbridge, Jane (1999) "Everyday Talk in the Deliberative System," in Stephen Macedo (ed.) *Deliberative Politics: Essays on Democracy and Disagreement*, Oxford University Press.
- Mansbridge, Jane, James Bohman, Simone Chambers, Thomas Christiano, Archon Fung, John Parkinson, Dennis F. Thompson, and Mark E. Warren (2012) "A Systemic Approach to Deliberative Democracy," in John Parkinson and Jane Mansbridge (eds.) *Deliberative Systems: Deliberative Democracy at the Large Scale*, Cambridge University Press.
- 松木洋人 (2013) 『子育て支援の社会学——社会科のジレンマと家族の変容』新泉社。
- 牟田和恵 (2009) 「ジェンダー家族のポリティクス——家族と性愛の『男女平等』主義を疑う」牟田編 (2009) 所収。
- 牟田和恵編 (2009) 『家族を超える社会学——新たな生の基盤を求めて』新曜社。
- 岡野八代 (2009) 「家族からの出発——新しい社会の構想に向けて」牟田編 (2009) 所収。
- 岡野八代 (2012) 『フェミニズムの政治学——ケアの倫理をグローバル社会へ』みずが書房。

- Okin, Susan Moller (1989=2013) *Justice, Gender, and the Family*, Basic Books. (山根純佳・内藤準・久保田裕之訳『正義・ジェンダー・家族』岩波書店)
- Pateman, Carole (2002) "Self-Ownership and Property in the Person : Democratization and a Tale of Two Concepts," *Journal of Political Philosophy*, 10 (1).
- Pateman, Carole (2006) "Democratizing Citizenship : Some Advantages of a Basic Income," in Erik O. Wright (ed.) *Redesigning Distribution : Basic Income and Stakeholder Grants as Cornerstones for an Egalitarian Capitalism*, Verso.
- 齋藤純一 (2003) 「親密圏と安全性の政治」 齋藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版。
- 阪井裕一郎 (2012) 「家族の民主化——戦後家族社会学の〈未完のプロジェクト〉」『社会学評論』第 63 卷第 1 号。
- 阪井裕一郎・藤間公太・本多正隆 (2012) 「戦後日本における〈家族主義〉批判の系譜——家族国家・マイホーム主義・近代家族」『哲学』第 128 集。
- Stevenson, Hayley and John S. Dryzek (2014) *Democratizing Global Climate Governance*, Cambridge University Press.
- Stoker, Gerry (2006=2013) *Why Politics Matters: Making Democracy Work*, Palgrave Macmillan. (山口二郎訳『政治をあきらめない理由——民主主義で世の中を変えるいくつかの方法』岩波書店)
- 田村哲樹 (2008) 「民主主義のための福祉——『熟議民主主義とベーシック・インカム』再考」『思想地図』Vol. 2、NHK 出版。
- 田村哲樹 (2009) 『政治理論とフェミニズムの間——国家・社会・家族』昭和堂。
- 田村哲樹 (2010) 「親密圏における熟議／対話の可能性」田村哲樹編『政治の発見 5 語る——熟議／対話の政治学』風行社。
- 田村哲樹 (2011a) 「デモクラシーのためのアーキテクチャ、アーキテクチャをめぐるデモクラシー」宇野重規・田村哲樹・山崎望『デモクラシーの擁護——再帰化する現代社会で』ナカニシヤ出版。
- 田村哲樹 (2011b) 「労働／ケアの再編と『政治』の位置」仁平典宏・山下順子編『労働再審 5 ケア・協働・アンパイドワーク——揺らぐ労働の輪郭』大月書店。
- 田村哲樹 (2011d) 「シティズンシップの再構想——政治理論はどのようにパラダイム・シフトするのか」辻村みよ子編『壁を超える——政治と行政のジェンダー主流化』岩波書店。
- 田村哲樹 (2013a) 「福祉社会学と福祉政治学」『UP』第 42 卷第 9 号。

- 田村哲樹（2013b）「熟議民主主義は自由民主主義的か？——『熟議システム』概念の射程」『政治思想研究』第13号。
- 田村哲樹（2014）「熟議と参加——リベラル・デモクラシーを超えるのか」川崎修編『岩波講座政治哲学6 政治哲学と現代』岩波書店。
- Tamura, Tetsuki (2014) "Rethinking Grassroots Participation in Nested Deliberative Systems," *Japanese Political Science Review*, Vol. 2.
- 上野千鶴子（2009）「家族の臨界——ケアの分配構成をめぐる」牟田編（2009）所収。
- Warren, Mark E. (1996) "What Should We Expect from More Democracy? Radically Democratic Responses to Politics," *Political Theory*, 24 (2).
- 谷澤正嗣（2012）「デモクラシーにおける合意と抗争——現代共和主義の視点から」齋藤純一・田村哲樹編『アクセス デモクラシー論』日本経済評論社。
- Young, Iris Marion (2000) *Inclusion and Democracy*, Oxford University Press.

